

令和5年9月津山市議会定例会

議 案 書

議案 番号	件名	ページ 数
議案 第11号	津山市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例	5
議案 第12号	津山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	7
議案 第13号	小型動力ポンプ積載車の購入について	9
議案 第14号	市道路線の認定について	11
議案 第15号	字の区域の廃止等について	13
議案 第16号	業務委託契約について	21

津山市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月28日提出

津山市長 谷口圭三

津山市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例

津山市子ども医療費給付条例（昭和48年津山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「満15歳」を「満18歳」に改める。

第6条中「保護者」の次に「又は受給資格者（以下「受給資格者の保護者等」という。）」を加える。

第9条、第11条及び第12条中「保護者」を「保護者等」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の津山市子ども医療費給付条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年1月1日以後に受けた療養について適用し、同日前に受けた療養については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 市長は、この条例の施行前においても、新条例に基づく事務の実施に必要な行為をすることができる。

津山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月28日提出

津山市長 谷口圭三

津山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に
関する条例の一部を改正する条例

津山市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成30年津山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「起算して5年内」を「令和7年3月31日まで」に、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小型動力ポンプ積載車の購入について

津山市消防団が使用する小型動力ポンプ積載車を購入したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年津山市条例第 6 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 購入物件 | 小型動力ポンプ積載車 |
| 2 購入数量 | 4 台 |
| 3 購入機種 | ダブルキャブ式トラック |
| 4 購入価格 | 17,988,776 円 |
| 5 契約の相手方 | 津山市高野山西 1906 番地 2
岡山トヨペット株式会社 TOYOTOWN津山
店長 朝森 孝二 |

令和 5 年 8 月 28 日提出

津山市長 谷 口 圭 三

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 終 点 点	重要な 経過地
1	A280	東津山城東280号線	林田786-1地先 林田786-8地先	
2	C336	西苫田336号線	小原169-14地先 小原169-15地先	
3	K264	一宮264号線	東一宮1117-5地先 東一宮1117-7地先	
4	Q305	高野305号線	高野本郷1962-16地先 高野本郷1962-15地先	
5	Q306	高野306号線	押入666-3地先 押入650-1地先	

令和5年8月28日提出

津山市長 谷口圭三

字の区域の廃止等について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から、本市の字の区域を別表第1のとおり廃止し、及び別表第2の左欄に掲げる土地に係る字の区域・名称を同表右欄のように変更するものとする。

令和5年8月28日提出

津山市長 谷口圭三

別表第1

変 更 前		変 更 後
津山市八社字先薬木	1 2 5 番	津山市八社
〃 〃	1 3 0 番 1 から 1 3 0 番 3 まで	
〃 〃	1 3 1 番 1	
〃 〃	1 3 1 番 2	
〃 〃	1 3 2 番	
〃 〃	1 3 8 番 2	
〃 字森前	1 9 1 番	
〃 〃	1 9 2 番	
〃 字藤木	1 9 3 番	
〃 〃	1 9 6 番	
〃 〃	1 9 7 番	
〃 字森平	2 0 0 番 2	
〃 字下原	2 0 4 番 1	
〃 〃	2 0 4 番 4	
〃 字原久保	2 0 6 番 1	
〃 〃	2 0 7 番	
〃 字藤木前	2 0 8 番 1 から 2 0 8 番 3 まで	
〃 〃	3 4 3 番 1	
〃 字端田	2 1 0 番 1	
〃 〃	2 1 1 番 1	
〃 〃	2 1 1 番 2	
〃 〃	2 1 1 番 4	
〃 〃	3 3 9 番 2	
〃 字上原	2 1 3 番 1	
〃 字原	2 1 4 番 1	
〃 〃	2 1 4 番 2	
〃 字仲芝	2 1 6 番 1	
〃 字芝田	2 1 7 番	

〃	〃	3 3 6 番
〃	字林田	2 2 8 番
〃	〃	2 2 9 番 1
〃	〃	2 3 0 番 1
〃	字仲芝ケ	2 3 9 番 1
〃	〃	2 3 9 番 2
〃	〃	2 4 0 番
〃	〃	2 4 2 番 4
〃	字池尻リ	3 3 1 番 1
〃	字よしかど	3 3 4 番 1
〃	〃	3 3 4 番 2
〃	字代田	3 3 5 番
〃	字風呂屋	3 3 7 番 1
〃	〃	3 3 7 番 2
〃	字横田	3 4 0 番
〃	〃	3 4 2 番 1
〃	〃	3 4 4 番 1
〃	〃	3 4 5 番 1
〃	〃	3 4 6 番 1
〃	〃	3 4 6 番 2
〃	字角田	3 4 7 番
〃	字場市	3 4 8 番 1
〃	〃	3 4 8 番 2
〃	字川久保	3 4 9 番 1
〃	字七畝田	3 5 0 番 1
〃	〃	3 5 1 番 1
〃	字地切町	3 5 2 番 1
〃	〃	3 5 2 番 3
〃	字七ツ隈	3 5 3 番
〃	字前立丁地	3 5 4 番 1
〃	字沼	3 7 5 番 1
〃	〃	3 8 8 番 1
〃	字仲屋河内	3 8 1 番 1

〃	〃	3 8 3 番 1
〃	字前下	3 8 2 番
〃	字石仏	3 8 7 番 6
〃	〃	4 5 5 番
〃	〃	4 5 6 番 1
〃	〃	4 5 9 番 1
〃	〃	5 0 4 番 1
〃	字芝ケ花	4 4 9 番
〃	〃	4 5 1 番
〃	〃	4 6 9 番
〃	字堂なる	4 5 3 番
〃	〃	4 6 1 番 1
〃	字正畑ケ	4 5 4 番 1
〃	〃	4 5 4 番 3
〃	字大畑	4 6 6 番
〃	〃	4 6 7 番
〃	〃	4 9 1 番
〃	字西畑後	4 9 0 番 1
〃	〃	4 9 0 番 6
〃	〃	5 0 0 番 1
〃	〃	5 0 2 番 1
〃	〃	5 0 2 番 3
〃	字城用前	5 0 3 番 1
〃	〃	5 0 3 番 2
〃	〃	5 0 5 番から 5 0 7 番まで
〃	字下河内	5 0 8 番
〃	〃	5 2 3 番
〃	〃	5 2 4 番
〃	字檜木	5 1 0 番から 5 1 4 番まで
〃	字安藤	5 2 8 番
〃	字谷	5 3 0 番 1
〃	字門口	5 3 3 番 1
〃	〃	5 3 4 番

〃	字家の脇	5 3 8 番 1
〃	字才の原	5 3 9 番 1
〃	〃	5 4 0 番
〃	〃	5 4 4 番 1
〃	字堂之尾	7 0 4 番 1
〃	〃	7 0 4 番 4
〃	字畑おんじ	7 0 5 番 1
〃	字向井田	7 0 6 番 3 から 7 0 6 番 5 まで
〃	字向田	7 0 7 番 1
〃	字向田尻リ	7 0 8 番 1
〃	〃	7 0 8 番 2
〃	字朝鮮河内	7 0 9 番 1
〃	〃	7 0 9 番 2
〃	〃	7 1 0 番
〃	字世田向	1 5 3 4 番 1 から 1 5 3 4 番 3 まで
〃	〃	1 5 3 5 番 1 から 1 5 3 5 番 3 まで
〃	〃	1 5 3 6 番
〃	〃	1 6 4 6 番 2
〃	字赤子岩道の上	1 6 1 2 番 1
〃	字世田	1 6 1 3 番
〃	〃	1 6 1 5 番 1
〃	〃	1 6 1 5 番 2
〃	〃	1 6 4 3 番 1
〃	〃	1 6 4 3 番 2
〃	字世田前	1 6 1 4 番
〃	〃	1 6 4 4 番
〃	字世田布林	1 6 4 5 番 2
〃	〃	1 6 4 5 番 3
〃	字岩崎	1 6 7 2 番 1
〃	〃	1 6 7 3 番 1

〃	字尾成場	1 6 7 5 番 1
〃	〃	1 6 7 7 番
〃	〃	1 6 8 1 番 5
〃	〃	1 6 8 2 番 1
〃	字茅の森	1 6 8 3 番 1
〃	〃	1 6 8 4 番 1
〃	〃	1 6 8 7 番
〃	〃	1 6 9 2 番 1
〃	〃	1 6 9 2 番 2
〃	〃	1 7 0 3 番 5
〃	〃	1 7 0 3 番 6
〃	〃	1 7 0 5 番 2
〃	〃	1 7 0 5 番 3
〃	〃	1 7 0 6 番
〃	〃	1 7 0 7 番
〃	字落合	1 6 8 8 番
〃	〃	1 6 8 9 番
〃	〃	1 7 0 8 番
〃	字森の前	1 6 9 0 番 1
〃	字後神田道の下	1 6 9 1 番 1
〃	字隈の本	1 6 9 7 番 1
〃	〃	1 6 9 7 番 4
〃	〃	1 6 9 8 番 1
〃	〃	1 6 9 9 番 1
〃	字堂近田	1 7 0 1 番 1
〃	〃	1 7 0 1 番 3
〃	〃	1 7 0 2 番 1
〃	〃	1 7 0 2 番 2
〃	〃	1 7 0 2 番 4
〃	字和田	1 7 1 0 番 4
〃	〃	1 7 1 1 番 1
〃	〃	1 7 1 1 番 3
〃	〃	1 7 1 2 番 1

〃	〃	1 7 1 2 番 2
〃	〃	1 7 1 2 番 4
〃	字儀僧	1 7 4 2 番 1
〃	〃	1 7 4 2 番 4
〃	〃	1 7 4 3 番
〃	字儀僧尻	1 7 4 5 番
〃	〃	1 7 4 8 番 1
〃	〃	1 7 4 8 番 2
〃	字和田尻リ	1 7 4 6 番
〃	〃	1 7 5 0 番
〃	字末常前	1 7 9 5 番 1
〃	〃	1 8 0 1 番の一部
〃	〃	1 8 0 3 番
〃	字末常向松下	1 8 0 7 番 1
〃	〃	1 8 0 7 番 2
〃	字末常向堂の下	1 8 1 3 番
〃	〃	1 8 1 4 番
〃	字堂の下	1 8 1 5 番 2

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部

津山市福田下字瀬戸

4 5 9 番の一部

津山市福田下

〃	〃	4 6 0 番の一部
〃	〃	4 6 2 番 1 の一部
〃	〃	4 6 2 番 5
〃	〃	4 6 5 番 1
〃	〃	4 6 5 番 2
〃	〃	4 6 6 番
〃	字杉谷尻	4 6 4 番 1
〃	字小もん	4 6 7 番 1
〃	〃	4 6 7 番 2
〃	〃	4 6 7 番 5 から 4 6 7 番 7 まで
〃	〃	4 6 7 番 1 0

〃 字道下も 471番7 及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部	
--	--

地番は、令和5年8月1日現在の地番である。

別表第2

左 欄	右 欄
津山市八社字末常前 1801番の一部 及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の全部	津山市福田下
津山市福田下字瀬戸 459番の一部 〃 〃 460番の一部 〃 〃 462番1の一部 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部	津山市八社

地番は、令和5年8月1日現在の地番である。

業務委託契約について

津山市複数施設E S C O導入事業業務委託について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年津山市条例第6号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 業 務 名 | 津山市複数施設E S C O導入事業業務委託 |
| 2 業 務 内 容 | 公共施設の照明器具の設置に係る調査、LED化改修工事の施工、照明器具の維持管理等業務 |
| 3 契 約 金 額 | 168,938,000円 |
| 4 委 託 期 間 | 議決の日から令和17年3月31日まで |
| 5 契約の相手方 | 岡山市北区富田531番地1
日本電技株式会社岡山支店
支店長 森 誠司 |

令和5年8月28日提出

津山市長 谷 口 圭 三